

株式会社シーアールイー

定 款

平成 21 年 12 月 22 日会社成立
平成 22 年 7 月 27 日改正
平成 23 年 2 月 14 日改正
平成 23 年 5 月 31 日改正
平成 25 年 6 月 24 日改正
平成 25 年 10 月 28 日改正
平成 26 年 5 月 1 日改正
平成 26 年 6 月 1 日改正
平成 26 年 10 月 2 日改正
平成 26 年 10 月 29 日改正
平成 26 年 12 月 10 日改正
平成 27 年 10 月 29 日改正
平成 28 年 10 月 28 日改正
平成 28 年 11 月 1 日改正
平成 29 年 10 月 27 日改正
平成 30 年 8 月 1 日改正
平成 30 年 10 月 30 日改正
令和元年 10 月 30 日改正
令和 4 年 10 月 27 日最終改正

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社シーアールイーと称し、英文では、C R E, Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 不動産の所有、開発、利用、売買、賃貸及び仲介
- (2) 不動産の管理、鑑定及び貸借の受託
- (3) 不動産の有効活用、開発に関するコンサルティング業務
- (4) 流通に関するコンサルティング業務
- (5) 土木、建築の設計、監理及び請負
- (6) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (7) 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業、投資助言・代理業及び投資運用業
- (8) 不動産投資顧問業
- (9) 不動産特定共同事業
- (1 0) 荷造梱包業
- (1 1) 倉庫業
- (1 2) 金銭の貸付、金銭の貸付の仲介及び債権の買取
- (1 3) 有価証券の保有及び運用
- (1 4) コンピューターシステムの販売
- (1 5) 発電及び売電に関する事業
- (1 6) パーソナルストレージ事業
- (1 7) 貨物自動車の販売、リース及びレンタル
- (1 8) 中古自動車の修理及び販売
- (1 9) 自動倉庫・マテハン機器の販売、リース及びレンタル
- (2 0) 有料職業紹介事業及び労働者派遣事業
- (2 1) 物流インフラプラットフォーム事業
- (2 2) 不動産情報サービス業
- (2 3) 前各号に附帯関連する事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、77,200,000株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年10月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年7月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、予め取締役会において定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その

議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条 当社の取締役は、16名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、予め取締役会におい

て定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(常勤の監査等委員)

第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第31条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第32条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議

によらず取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当の基準日）

- 第 3 5 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 7 月 3 1 日とする。
- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 1 月 3 1 日とする。
 - 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

- 第 3 6 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れる。

附 則

（社外役員の責任免除に関する経過措置）

- 第 1 条 平成 27 年 10 月開催の定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

（電子提供措置等に関する経過規定）

- 第 2 条 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する規定の施行の日（以下「施行日」という。）から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 1 4 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
2. 本条は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上